

決算審査特別委員会記録

＜地域振興部（南部東部除く）・教育委員会＞

開催日時 令和元年10月9日（水） 13：24～16：18

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

山本 進章 委員長

山中 益敏 副委員長

小村 尚己 委員

樋口 清士 委員

植村 佳史 委員

川口 延良 委員

中川 崇 委員

乾 浩之 委員

太田 敦 委員

猪奥 美里 委員

中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村田 副知事

上田 会計管理者（会計局長）

末光 総務部長

山下 地域振興部長

吉田 教育長

ほか、関係職員

傍聴者 4名

議事 議第66号 平成30年度奈良県水道用水供給事業費特別会計剰余金の処分
及び決算の認定について

議第76号 平成30年度奈良県歳入歳出決算の認定について

報第30号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

＜会議の経過＞

13：24分 再開

○山本委員長 ただいまから会議を再開します。

日程に従い、地域振興部及び教育委員会の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めて、質疑等があればご発言願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

○太田委員 私から数点質問させていただきます。

まず、県立奈良高校の問題です。木造仮設の体育館について4者が入札参加の申し込みをしたものの、辞退されたということです。これによって、工期がさらに延びることも予測されますが、一体どのような理由で辞退されたのか、そのことについて伺いたいと思います。

○中西学校支援課長 木質仮設体育館工事の入札不調についてです。

当初4者から申し込みがありましたが、4者とも辞退をされたということで、正規に辞退の理由を業者に求めることにはなっていませんが、今後の入札対応の参考として、任意ですが、聞き取りをしました。そうしたところ、一部の業者においては、下請業者の確保が困難であったという理由も聞いているところです。

○太田委員 皆様のお手元にお配りさせていただいた資料の3枚目、「仮設体育館設置工事の遅延について」の4行目に記載されているのですが、仮設体育館の設置工事について、ことし12月末の設置完了に向けて、9月に設置工事の業者選定の入札手続きを行っていましたが、応札する業者がなく入札不調となりました。今後、再度、業者選定の入札を行うこととなりますが、設置完了が来年3月となるという見通しということで、奈良県教育委員会事務局と奈良高等学校長から文書が出されました。

1枚目、奈良高校保護者 有志一同の要望として、現在、設置準備を進めておられる仮設体育館の設置を直ちに中止し、既存体育館の応急補強を迅速に取りかかっただきますよう要望いたします。そして、2点目には、20年近くもの長きにわたり、耐震化を放置し、その結果、何の罪もない奈良高生が仮設で不便な生活を強いられている上に、仮設体育館の設置がここまでおこなわれていることについて、教育長みずからお出ましになり、生徒と保護者に説明と謝罪をされることを要望いたします、このような要望書が提出されています。

そこで、今回、I s 値が0.3未満であるこの体育館ですが、文部科学省の既存学校施設の耐震化推進計画では、0.3未満は改築や応急補強となっており、現在の体育館の耐

震化は、文部科学省のフローにも示されています。それが、先ほどお配りいたしました最後のページに、耐震診断の実施・評価が中央にあり、そこに0.3未満であれば改築、その下に応急補強と書かれており、改築や耐震補強といった耐震化事業を実施するまでの間が長くなる場合に応急補強も検討するということが書いてあります。

この改築の定義は、建築申請m e m oという本によりますと、従前の建物を取り壊して、これと位置、用途、構造、階数、規模がほぼ同規模のものを建てることと書かれていますが、今、奈良県教育委員会が進めようとしている木造の体育館は、フローから外れている、あるいは機能も満たしていない。先ほどの改築という定義の中では、同等のものとなっているが、現在の2,000平方メートルから800平方メートルに、それから、財政的にも2億円かかるという試算も出されており、この木造体育館を使う優位性が問われていると思うのですが、その点についていかがお考えなのかお示しいただきたいと思います。

○中西学校支援課長 まず、奈良高校の体育館についてですが、I s値が0.05と非常に低いということで、使用停止するとして進めさせていただきました。使用停止に当たりまして、仮設建築物も含めた代替施設の確保に努めるという方針を決定をしており、この代替施設として木質の仮設体育館を設置することとしたところです。

先ほど改築ということで、太田委員から発言がありましたが、改築というよりも代替の施設であるという認識で進めているところです。

○太田委員 代替施設ということですが、その規模があまりにも小さいということで、生徒の皆さんからも要望が出されています。

さきの代表質問で小林照代議員がこの問題について取り上げたところ、教育長から、昨年11月8日に開催した定例教育委員会で、体育館については使用停止をすること、また、仮設建築物を含めた代替施設の確保に努めるなどの方針を決定したと答弁いただきました。

この11月8日の定例教育委員会の議事録を私も読ませていただいたのですが、確かに保護者の方から、なぜ奈良高校の耐震化が放置されたのかなど、いろいろなご意見があるということ、一方で、ここには現体育館の使用について、すぐに対処をしてほしいとか、補強をしてほしい、こういう意見が見当たらなかったのですが、何をもって決定したのか、その点について説明をいただきたいと思います。

○吉田教育長 まず、昨年6月定例会に県立高等学校適正化実施計画を出させていただきました。この計画の中で耐震化を完成させるため、文部科学省の計画に書いてあるとおり、校舎や体育館を応急補強しながら移転を進めていくという案であった。これが6月時点で

す。その後、I s 値 0.3 未満の施設は倒壊するおそれがあるということで使用停止にすべきではないか。やはり子どもの命を最優先させるべきだということで、0.3 未満は使用停止をするべきだ。それから、0.3 以上であっても何らかの対応をするべきだというご意見もいただきましたので、0.3 未満の倒壊するおそれのある建物に子どもを入れることは、極力避けるべきだということで、使用停止を検討していったところです。そして、11月に使用停止をすべきと決定しました。

○太田委員 使用停止を決められたのですが、その後、学校長から昨年12月28日付けで要望書が出されています。これは学校が開催した保護者説明会、また、本校生徒会の意見を集約した上で、この屋内運動場の耐震補強を早急に実施されたいと。既に実施しない旨の回答をいただいているが、予定されている仮設建物がその機能において、本校屋内運動場の代替施設となり得るのか、運動場の一部を潰して建設するのに値するものかといった疑義が上がっており、容認しがたいとの声が強し、また、移転までの3年以上、屋内運動場を代替施設とすることは、本校教育に大きな支障となり、生徒への心理的影響も大きいものがあります、となっています。

まさに、今、現場において大きな影響が出ているのではないかと、屋内運動場の耐震補強を実施すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田教育長 教育委員会は、子どもの命、安全を最優先にするということで、0.3 未満のものは使用停止にする、それは校舎も同じですので、校舎を使用停止にし、仮設校舎を建てさせていただきました。体育館も使用停止にし、仮設の体育館を建てたいということで、案を出させていただきました。当然、仮設校舎にしても、仮設の体育館にしても、ある一定の制約を受けます。仮設の校舎も廊下が狭いなど、子どもたちにいろいろ影響がありますし、今と同じ大きさの体育館を仮設で建てますと、今度は運動場が使えなくなる。だから、体育の授業や部活動で運動場と体育館をあわせて考えたときに、今の大きさの仮設体育館が適切であると考えたのです。

○太田委員 子どもの命を大切にというのは、大前提です。それは保護者も同じで、これも議会で何度もやりとりしているのですが、この体育館については耐震補強をするという工事の設計まで終わっておきながら、その後、工事をしなかったという問題があるのですから、この時点での判断が間違っていたのではないかと、このように思うのですが、いかがでしょうか。

○吉田教育長 体育館、それから校舎の一部も設計していますが、私自身は設計がされて

いたということ自体を知らないで計画を立てたのですが、校舎の一部が設計されているからといって、その補強工事を実施してから壊すことができるのか。到底できないと思うのです。ですから、奈良高校全体としてどうすべきか考えれば、耐震補強の実設計をしています。補強工事はできないと、私はそう判断したのです。

○太田委員 しかし、それではだめだというのが学校長や、保護者の有志の方、そして、生徒の皆さんの意見です。クラブ活動をしている生徒の皆さんが、実際に支障をきたしているということで、この体育館の補強をしてほしいと、こういう要望をしているのですから、今、この時点でもう一度仮設の体育館という選択肢もあり得ると思うのですが、なぜ、その選択肢はないのでしょうか。

○吉田教育長 太田委員がおっしゃっているのは、今の体育館の応急補強をという保護者の要望どおりにすべきだということか、それとも、体育館だけ耐震補強ということをして今後すべきなのか、どちらかわからないのですが、どちらにしても、これから設計をして耐震補強をする工事にどれくらいの期間がかかるのか。応急補強に関しては、それによって、部分的にはI s 値は上がると思いますが、0.3以上にはできるという保証がありませんので、提案させていただいたこの案が、教育委員会としては一番ベターだと思っています。

○太田委員 設計もありますから、耐震補強をするべきだと思っています。今からこの仮設体育館を建てるとしても、来年の3月ということ。実際にこの体育館の耐震補強をしようと思ったら、10カ月ぐらいの期間がかかるとも聞いていますが、保護者から要望書も出されていますから、保護者の皆さんと向き合って相談をしていただく機会を設けることが大切だと思うのですが、教育長いかがでしょうか。

○吉田教育長 体育館の部分だけを捉えられていますが、それなら、校舎も仮設ではなくて耐震補強すべきだった、そんな考えもあると思うのです。教育委員会としては、全て使用停止にして、仮設にするべきだと考えているのですが、太田委員がおっしゃった、保護者の意見等をしっかり聞いて対応すべきであるということは、当然だと思っています。

○太田委員 それなら、この要望に書かれている、生徒と保護者に説明するということについては、されるということでよろしいですか。

○吉田教育長 説明をするということは、今までもしています。耐震、応急補強すべきだといった声に対して、学校長とも話し合いをしていますし、説明も学校長からしてもらっているはず。私自身に、謝罪をすべきだというようにしか思われませんが。

○太田委員 この保護者の皆様の意見は、これまでいろいろな経過があつて今に至ってお

り、ここに書かれているように教育長みずから保護者の前に出てきてほしいという要望ですから、少なくともこれには応えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田教育長 今、保護者の皆さんが、とおっしゃいましたが、保護者の皆さんがそのような応急補強の要望をしていると、私自身は受けとめていません。保護者全員の総意であるとは受けとめていません。

○太田委員 何か話がすりかえられているというか、今、本当に保護者の皆さん、また生徒の皆さんの中でもいろいろな憤りの声が広がっていますので、私はそれは学校、教育委員会に責任があると思っています。

もう一つは、この木製テントの利用の問題について、現場の教育委員会のある方と今井議員とのメールのやりとりで、私自身は可能性が低いのでできない理屈をきっちり説明すべきだと思いますという、こういう一文があるのですが、さきの小林照代議員の代表質問の中で教育長から、昨年11月21日に開催した定例教育委員会の中で、再利用が可能な木造の仮設体育館を設置することを決定したとされていますが、この経緯についてお伺いをしたいと思います。

○中西学校支援課長 先ほど太田委員から紹介がありましたが、11月8日に開催しました定例教育委員会では、代替の仮設体育館での対応ということを決めています。その後、どのようなものがあるかという点で、この木質の仮設施設が利用可能であるだろうということで検討をさせていただいた。11月21日に開催しました定例教育委員会で、今進めている再利用が可能な木造の仮設体育館を設置することを決定しまして、11月議会において関係予算の承認をいただいたところです。

○太田委員 この11月21日の定例教育委員会の議事録を見せていただいたのですが、平成30年度の補正予算案についてという文言の後は、非公開にて審議となっていますが、この内容について教えていただきたいと思います。

○中西学校支援課長 議会に議案として出すもので、意思形成過程ということで非公開の審議になっていました。内容としては、県議会に提出させていただいた予算案そのものについてで、そこに木質の仮設施設ということで明記したところです。

○太田委員 これについて、委員から意見はなかったのでしょうか。

○中西学校支援課長 特に支障があるというような意見はありませんでした。

○太田委員 この委員会の中で、この木製の仮設体育館については、本当にいろいろな意見が出されているのですが、なかなか酌み取ってもらえないというような状況があるので

はないかと思えます。6月定例会において、この県立高校将来構想審議会の設置要綱に基づく審議会を開く必要がないという教育長の意見であったのですが、その中で、情報公開を早目にして県民の皆様の意見を聞くべきであったということは反省している、こういうご答弁があったのですが、今回のこの体育館の問題について私はもっと事前に、例えば木質の体育館は、こういう大きさですとか、こういう支障があるということが、生徒の皆さんあるいは保護者の皆さんにも情報提供ができていれば、もう少し事前に意見を酌み取って、また別の道を選択することもできたのではないかと思うのですが、この情報提供のあり方という点についてはいかがお考えでしょうか。

○吉田教育長 PTAの役員などにも、具体的に使用停止をすることの理解や、使用停止した場合に仮設対応せざるを得ないこと。校舎にしても、体育館にしても、仮設の対応をさせていただくということについては一定の理解を得てきたつもりですが、太田委員がおっしゃるように、大きさに制約は受けるが、体育の授業に支障のないようにする、バスケットボールあるいはバレーボールができるようにする、そういったものも含めてより具体的なことは理解いただいてなかった部分があったので、そこはしっかり説明すべきであったと思えます。

○太田委員 その情報があれば、この選択肢は違っていたかもしれないと思えます。その説明がなされるべきであったと思えますが、今この仮設体育館というのがどういうものかというのが明らかになって、その上で意見が出されている。この意見をもう一回受けとめた上で、現在の体育館の耐震補強、これも一つの選択肢として考えるべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○吉田教育長 使用停止にした後に意見を聞いて、さらに対応を考えるべきであるというご意見だと思うのですが、11月に使用停止を教育委員会で決めて、できる限り早くすべきだということで、次の1月から体育館を使用停止。校舎に関しては、1月から校舎を使用停止にするということは、極めて困難でしたので、4月末からと決めたのです。当然対応の方策は限られるので、意見を聞いてするのか。仮設体育館の大きさは運動場に制約を受けるのですから、そういった方向性は考える必要がなかったと思っています。

○太田委員 きょうは保護者の方も来られていますが、この間の一連のやりとりというのは、教育委員会に対し、いろいろな思いを持っておられます。本当に、この体育館の耐震補強については、考えてほしいという保護者の皆さんの思いは、生徒の皆さんの思いでもあります。この問題については引き続き取り上げていきたい、また、生徒の皆さんの意見、

保護者の皆さんの意見もお伝えしていきたいと思います。

○中川委員 私からも数点質問したいと考えています。

まずは、簡単な確認で通告していませんが、なら歴史芸術文化村の基本的なコンセプトについて確認しておきたいと思います。どういった目的のためにというところを、改めて聞いておきたいと思います。

○三原なら歴史芸術文化村整備推進室長 なら歴史芸術文化村は、奈良の歴史文化、芸術文化に親しめる、また県民の方をはじめ多くの方々が生涯よく学び続けられる歴史芸術文化活動の拠点と位置づけているところです。

コンセプトとしましては、大きく2つのカテゴリーを考えており、1つは、奈良県が世界に誇る歴史文化、これにどのような形であれ触れていただくということを柱としています。具体的に例を挙げますと、文化財の修復過程の公開ということで、ふだんなかなか目にすることができない修復に携わる人、あるいはその技術等に触れていただくということを中心に据えたいと考えています。また、それに伴い技術の習得等の人材育成という観点も重要視しているところです。

もう一つの柱ですが、こちらは広く芸術の振興ということで、年齢、性別等にかかわらず、多くの方々にこの村を訪れていただいて文化芸術活動を行っていただくという環境づくりに努めてまいりたいと考えています。

また、その2つの柱を支える取り組みとして、道の駅の機能を併設し、にぎわいをつくっていくということと、場所も山の辺の道近くの非常に景観のよいところで、周辺には多くの県産の食材等もありますので、県産食材を味わっていただき、また物販として、農産物や伝統工芸品をお買い求めいただくというようなにぎわいの要素というのをもあわせて兼ね備えた施設ですので、今後の運営につきましては関係機関と連携を図りながら、お互いが相乗効果を生むような形で取り組みを進めるべく、今現在ソフト内容の展開について検討しているところです。

○中川委員 ありがとうございます。こちらは、国際芸術家村という仮称で、知事がそういった目的のもとで整備をするとして進められてきたものです。コンセプト自体は、日本維新の会も反対をしているものではなく、私自身も、これまで一般質問などでも文化財関係の質問もしてきていますし、そういった視点は大事だと思っています。ただ、そのコンセプトを達成するに当たって今のやり方が正しいのだろうか、あの場所に土地を買って造成して建てると、その点で、ずっと予算に反対をさせていただいているのです。

荒井知事のもとでつくってきた箱物、うまくいっているものもあれば、いっていないものもあると受けとめています。奈良公園バスターミナルも45億円かけてつくりましたが、使いようによってはもったいないと受けとめています。また、平城宮跡歴史公園についても似たような感想を持っているところですが、そういった同じ轍を踏まないためにもしっかりと進めてほしいと考えています。今後も注目をし、見つめていきますということを申し上げてこれは終わります。

次、私学の助成についてです。私学も含めて高校無償化を私ども日本維新の会はずっと言っていて、荒井知事のもとで私学への助成というのは少しずつ前進しているのかと考えています。

主要施策の成果に関する報告書の34ページから36ページにかけまして、私学の関係の項目と成果が書いてあります。これまで結構団体の要望もあり、学校園の経常費補助金も含めて質問してきたのですが、今回実際にその事業を受ける方、生徒であったり、その親御さんの負担というところに注目をして、質問したいと思います。

具体的に言いますと、35ページの私立高等学校等就学支援事業、私立高等学校授業料軽減補助金、そして私立学校奨学のための給付金支給事業、この3事業の掲げた目標に対して、支給の対象となった人数なども含めてどのような結果だったのか、報告をお願いします。

○山口教育振興課長 中川委員から質問いただきました3事業、就学支援事業と授業料軽減補助、そして奨学給付事業、それぞれの平成30年度の実績ですが、就学支援事業は1万1,257名、授業料軽減補助金は3,160名、そして奨学給付金支給事業につきましては1,245名という結果になっており、それぞれ当初見込んでいたときから若干の差は生じていますが、実際の執行では不足することなく十分執行できたと考えています。

○中川委員 不足することなく執行できたという答弁でしたが、その対象となる方には全て支給することができたと、そういった趣旨で理解してよろしいでしょうか。

○山口教育振興課長 中川委員のご指摘のとおりです。

○中川委員 この3つの事業の中で、私立高等学校等就学支援事業と私立学校奨学のための給付金支給事業は、国が制度の枠組みをつくって支給するという事業ですが、私立高等学校授業料軽減補助金は県が独自にやっているもので、奈良県として私学も含めて高等学校の教育をどんどん手厚くしていこうと、そういった趣旨で進めていくためにはこの事業も今後手厚くしていく必要があるのではないかと考えています。課題意識等を述べて終わっておき、また別途質問したいと考えています。

教育委員会に質問です。今回、大淀養護学校、そして吉野学園北側の斜面が崩壊した、その後の工事の経緯について、質問したいと思います。教育委員会には土木技師がいないようだし、大変そうだと。奈良高校の件についても、工事を実際に現場で見たり、発注したものの成果を判断するという点について、やはり自前で土木技師、建築技師をそろえていくことが大事かと。いなければ、県土マネジメント部と連携していくのが大事かと、そういった観点から質問をしたいと思っています。経緯の確認等も含めますので、少し長くなっていますが、よろしくお願いします。

大淀養護学校と吉野学園の北側斜面崩壊した、しかも建物の縁ぎりぎりから崩壊して、写真も見せてもらいましたが、大変な状態になったと認識をしています。ここは、平成29年度に一旦工事をやって落ちついたのが、また平成30年度に発注をして、それでもまだ終わらなくて、今年度まで続いているというものです。平成30年度に教育委員会の学校支援課においては、土木技師や建築技師等は在籍をしていなかったと、その認識は正しいでしょうか。

○中西学校支援課長 まず土木技師は在籍していません。それから、建築技師は営繕課の併任職員が在籍しています。

○中川委員 今年度、全員が営繕職員と併任しているが、建築技師4名がいるということはわかりました。土木技師が在籍していないということですが、今回のように斜面が崩壊して土木工事が主たるものとして発注する場合には、実際どのように対処しているのか疑問があります。例えば総合評価するに当たって提示してもらった技術提案も、自前の職員ではなかなかわからなかったりしますが、実際は、どのように対処しているのか、県土マネジメント部と連携してやっているのか、説明よろしくお願いします。

○中西学校支援課長 工事発注の対応としては、まず設計等を行わなければならない。それに関しては、設計のシステムもありませんので、県土マネジメント部のシステムをおかりした上で設計書を作成していくという作業を私どもの職員がやっています。ただ、その設計書を作成するに当たっての入力等々も含めて、そういった知識は持っていませんので、おかりする場所の職員に尋ねながら実施していくところもあります。

それから、総合評価についても、私どものほうで総合評価の項目について、こういったものがいいというような知見を持っていませんので、その部分については県土マネジメント部技術管理課に協力をいただきながら実施しているところです。実際に執行するのは私どもですが、そういう形で連携を図って進めているというのが現状です。

○中川委員 ありがとうございます。技術管理課に協力してもらいながらということでしたが、実際に技師がいないということで、頼んですぐ対応してもらえるのかという懸念もありますし、今回、平成31年度に工事をつないでいくに当たって、工事自体を一度切らず一般競争入札をしないで、随意契約で4月から再度同じ業者に、しかも増額をして頼んでと、これは今年度のことなので参考程度の話ですが、何でその業者に現場を見てもらうようになったのかというと、やはり自前の技師がいないので、業者に見てもらうしかない、そういった要因があったのかなと考えていますが、この見立てでよろしいでしょうか。

○中西学校支援課長 まず、ことし4月1日の随意契約の理由です。これは平成30年度の災害復旧工事として進めていましたが、途中で地下湧水によるのり面侵食等がありましたので、工事期間が延びて年度をまたがってしまう状態になりました。本来なら事故繰越の処理をしないといけませんが、この部分について、湧水自体が避けられない事故であったという判断がなかなか難しいということで、4月1日に随意契約をさせていただいたところです。

中川委員ご指摘の、技師がいないから引き続き同じ業者と随意契約をしたのではないかという点ですが、その山面が非常に危険な状態でしたので、工事を途中でとめておくことはできず、前の工事と密接、関連性が高いということで契約したものです。

それと、工事の期間をあけてしまう、現地を全く何もさわらないで置いておくという点では、私どもには土木技師がいませんので、確かにそういった点では若干弱いという懸念はありました。

○中川委員 そもそも平成30年度工事の設計書を、前段階で工事業者に書いてもらって、それをもとに入札をしているのですが、その設計書が適切なものだったのかどうか。ここまでの崩落が起こっている中で、専門家に見てもらったところ、そもそもこの設計書自体がよくなかったのではないかという声もいただいているのです。その中で水が湧いているとか、水が学校のほうから流れてくる、それのつけかえや、また、集水ますの大きさもこれでいいのか、そういったことも含めて、設計図を大きな会社がつくってくれたから大丈夫だろうとか、そういった判断ではなく、自分の部署で大丈夫だと判断する体制は、やはり必要だと思っています。結構工事が長々と続いているのですが、うまくいかなかったもともとの原因は解明されているのでしょうか。

○中西学校支援課長 先ほど申しあげましたように、湧水が原因であるというのはわかっています。ただ、砂防対策の専門家の方にも確認していただいているのですが、その湧水

の原因を特定することは、なかなか難しいと。ですから、対症療法的に水を抜く対応をすべきだという意見もいただいているところです。

○中川委員 この体制に関連して質問をしたいと思っておりますが、もともと平成30年度に4,100万円の工事を契約していて、これが3月になっても終わらないので、工事の前金も含めて2,200万円で一旦精算をしました。今年度4月になって、また同じところと5,300万円に増額して随意契約をした。おっしゃるとおり本当に密接不可分な工事だったら、いたし方ないということもあるかもしれないが、土木工事を4,100万円から5,300万円に大幅な増額をしてもう一度随意契約することは、通常考えにくいのです。また、仕組みの話ですが、こういった当初契約額に比べて大幅に増額し、また随意契約する場合の取り決めについて、奈良県の知事部局と教育委員会で何か基準があるのかどうか。また、その審査会があれば、どのようなものがあるのか。説明よろしく願います。

○中西学校支援課長 そういった部分での基準、取り決めは教育委員会にはありません。それに当たって審査をするというルールもありませんので、適宜判断をしていくということになっています。

○中川委員 知事部局の県土マネジメント部だったら、こういう基準や審査会があるのかどうでしょうか。

○中西学校支援課長 私どもの所管ではありませんが、県土マネジメント部におきましては、一定の基準を定めていると聞いています。

○中川委員 先日、県土マネジメント部で、一般的な方法として説明いただきました。プラス20%までは軽微な増額ということで審査はないが、それを超える工事については増額適正化委員会というところで審査をされる。そういった枠組みは教育委員会には現状ないことがわかりました。同じ土木工事、建築工事、適正性を担保していくためには、やはり今の体制では不十分ではないかと、そういった課題意識を持っています。ですので、教育委員会として技師を確保する、あるいは県土マネジメント部の技師を少し余裕を持って確保して、教育委員会の協力要請があった場合にすぐ行けるようにするとか、そういった体制づくりが、教育委員会だけじゃなくて知事部局も含めて構築する必要があるという課題意識を持っていますので、この点につきましては知事総括に回したいと思っております。

○山本委員長 わかりました。人材の不足に関してで、工事自体の質問ではないですね。

○中川委員 そうです、土木、建築工事に係る体制です。

この件について、財務の観点から確認をしておきたいのですが、災害査定を受けた時期と災害復旧の概算工事費の内示を受けたのがいつなのか、よろしくをお願いします。

○中西学校支援課長 11月の災害でしたが、その時期には、ほかにも災害が起こってましたから鋭意準備をし、文部科学省の査定を1月に受けて、それから財務事務所の査定を受けています。内示は翌月、およそ一月後の2月で、災害のことですので非常にスピーディーに対応していただいたところです。

○中川委員 その後、1年ぐらい経って、これでは工事が終わらないと、工法の見直しもしないといけなくなってきた、改めて災害査定は受けていないという理解で正しいのでしょうか。

○中西学校支援課長 平成29年度中に災害査定を受けて補正予算でつけていただき、明許繰越をさせていただいて、平成30年度の工事発注に至っています。平成30年度末において繰り越し、これは事故繰越となりますが、事故に当たらないということで、災害査定については取り下げをしたところです。

○中川委員 もともと、なぜ明許繰越しているのかと思って見ていたのです。今回平成30年度から31年度にということで、2回目になるので事故繰越という形になるのだけれど、それはできなかった。その結果として不用額に入っている、そういう理解で正しいのでしょうか。

具体的に言いますと、決算報告書の381ページ、特別支援学校建設費の中の工事請負費の区分で不用額として6,550万122円、この中に今回の事故繰越できなかった分も入っている、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○中西学校支援課長 この不用額6,550万円に、大淀養護学校に係る災害復旧工事も含まれています。

○中川委員 不用額で一旦落とした上で、平成31年度も予算化している。今年度のことなので参考までにということですが、もともと災害査定されたものが事故繰越もできなかったのも、一旦不用で落として、もう一度予算化した。これには国からの補助はついておらず、純粋に一般財源で、という理解で正しいのでしょうか。

○中西学校支援課長 一般財源で執行しているということです。

○中川委員 ということは、平成30年度に工事が全部終わっていただければ国からの補助も使えたが、終わらなかったのもその未執行分について、県の一般財源で仕方なくやっているという理解で正しいのでしょうか。

○中西学校支援課長 そのとおりです。

○中川委員 だんだんその全容が明らかになってきたと思います。もう一度同じ業者と随意契約したということですが、枠組みとしては、先日も説明いただきましたが、2号随意契約と聞いています。地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号で、その性質または目的が競争入札に適しないものをするときと、こう書いてあるので、当てはめようと思えばできるかもしれないが、事故繰越できなかつたら2号随意契約をしてもよいという変な前例をつくってしまうことにならないのか、そういった懸念をしているのですが、これはどのように評価をしているのでしょうか。今回はあくまでもイレギュラーな案件であって、いたし方なかったと考えているのかどうか、その辺もよろしくお願いします。

○中西学校支援課長 工事契約を一旦そこで終了させましたが、現場自体はそこで工事をとめられるような状態ではなかったし、斜面の状態から、引き続き工事を進めないといけないという点で、新しい契約について密接不可分という整理をさせていただいていたところ です。

○中川委員 この案件、そもそも今のような状況になった原因の一つとしては、やはり土木技師がないという体制の問題もあるのではないかと考えています。この問題は、おいおい解消されていくべきと考えており、求めておきますし、工事の発注のあり方についても、やはり県土マネジメント部のように、2割を超えた金額でさらに発注するという場合は、増額適正化委員会のような審査会で見てもらったほうが、その適正性が担保されるのではないかと、そのように考えています。

これも先ほどの枠組みの中で知事総括としておきます。

○樋口委員 私から、6点ほど質問をさせていただきます。

1点目ですが、地域振興部の関係で、主要施策の成果に関する報告書27ページです。エネルギービジョン推進事業と、スマートハウス普及促進事業がありますが、同様の補助、啓発に係る事業は市町村でも結構やっているものだと思うのですが、県としてこれをする意味や目的をどう考えておられるのか。また、市町村との役割分担という観点からどのようなスタンスで取り組んでいるのか、このあたりを聞かせてください。

○池田エネルギー・土地水資源調整課長 エネルギーに関しての役割分担ですが、まず国においては、日本国全体のエネルギーの方向性を示しておられます。市町村においては、それぞれ市町村の財政事情とか、その関係で施策を行っているところです。県においては、奈良県全体を見据えて、エネルギー政策の方向性をエネルギービジョンとして策定してい

ます。今般、作成いたしました第3次エネルギービジョンの支援として、県においては、大規模災害に備えた緊急時のエネルギー対策への対応、大規模災害が発生しても地域の災害拠点あるいは避難所、さらには各家庭も含めて必要な電力等を一定期間確保できる体制を確立するというを目的として、このような事業を実施しているところです。

○樋口委員 市町村も同じようなことをやっていて、住民からすると身近なところでやっている施策は取っつきやすいが、県がやっているということを知らないのもあって、何か同じことを並行してやっているようなところがあるので、すみ分けが必要ではないかと思うのです。そういう意味で、市町村の担当課とどのように連携しておられるのか。県としては防災というようなところを中心にやっているということですが、その対象になっているのが個人の住宅であったり事業所であったりということで、実は同じなのです。掲げている目的は省エネというところと防災というところで、ちょっと違うのかもしれないのですが、その対象は同じものになってくるということで、例えば目的が変わると対象も変わるので、その部分を県として穴埋めしていくということならわかるのですが、この役割分担というのはどうなっているのか、お伺いしたい。

○池田エネルギー・土地水資源調整課長 役割分担ということですが、毎年4月に各市町村の担当課長に集まっています。奈良県としては今年度はこういう形でこういった事業に対する補助をやっていきます。それでカバーできないところがあれば、それぞれ市町村の考えでやられるところがあればやっていってほしいのですが、県としては、今年度はこういうことをやっていくとPRしており、さらにはホームページでも案内しているところです。

○樋口委員 市町村と県の補助等をあわせて使えるのです。使う人にとって両方使えるとすごくメリットがあるので、そこは否定しない。ただ、受益者が偏在するというか、もうちょっと何かやり方があるような気がするのです。同じことをダブルでするということではなく、全ての市町村が同様に補助事業を持っているのではないということも確認しているので、ないところの分だけ県がやりましょうということもある意味不公平な話になるのです。実際に実施している市町村と、実施できる体力もあるが、お金と人が必要になるということで、やっていないところ、これはある意味、県に乗っかってきているとして見られるのかもしれないのですが、実際、自前でやるのはしんどいという市町村もあると思うのです。県としてどこをカバーするかということは何か考えておく必要があると。そういう意味で、県の取り組むスタンスと、県としての役割はどこなのかということをもう少し明

確にした上で、こういった補助事業をする必要がある。県の役割が明確ではなく、市町村と同じことをやっていて本当にそれでよいのかと、私自身は疑問に思っていますので、そこは考えていただきたいと思います。

それから、このような事業を、エネルギービジョンの目標達成に向けてやっていきますということですが、この補助をいつまで続けるのか。目標達成したらそれで終わりなのか。最終的には100%になるまで延々と、やり続けるということになりかねないと思うのですが、どこまで普及したらこの事業としての役割が終わったと、そういうことは今考えるべきことではないのかもしれませんが、事業を始める段階で、引き際というか、どう撤退するかということも考えておいていただきたいと思うのです。もし今、何かお考えがあるのであればお伺いしたいと思います。

○池田エネルギー・土地水資源調整課長 先ほども少し申し上げましたが、今般、第3次エネルギービジョンを作成し、とりあえず今年度から3年間はその目標に向かっていこうと考えているところです。その後につきましては、樋口委員のご意見も参考にして考えたいと思います。

○樋口委員 よろしく申し上げます。

2つ目、文化資源活用費に関連して、主要施策の成果に関する報告書の30ページから33ページに、いろいろな取り組みが書いてあり、目指すところでいえば、記紀・万葉プロジェクト、聖徳太子プロジェクト、明治150年関連の施策、あるいは仏像の海外展示、こういった事業を実施しているのですが、その成果が何かというと、恐らく奈良県の認知度や関心度、これを県内あるいは国内外に広めていく、高めていくということだと思うのですが、事業をやっていくとき、この効果の測定について、具体的にこういうところではかりますというのはあるのでしょうか。

○酒元文化資源活用課長 当課においては、重点課題に関する評価の110ページ、歴史を通じて県民の文化への理解を深めます。ということを戦略目標としています。具体の数字目標については、県立文化施設の来訪者数や、文化遺産や史跡が大事にされていることの県民満足度、世界遺産や文化財等が多く、歴史的な雰囲気を感じるというような割合を目標値としています。それとともに、主な取組指標等についても整理しています。

樋口委員お述べのとおり、県民の思いや人々の関心を高めようというところを狙っていますので、県民アンケートで一定の数字はあるのですが、外国人の満足度、認知度についてはとれていない状況です。

○樋口委員 把握する方法がなかなか難しい。特に県外になればということですが、ウェブ調査など比較的安いコストでできるものもあるので、来訪された外国人に対して、こういう情報を得られたのか得られなかったのか、見に行ったのか見に行っていないのか、特に海外出展に対しては、それをきっかけに来られたのかどうかとか、そういう聞き方はできるだろうと思うので、そういう確認をして、どういう人にどんな情報がどう伝わっているのか把握できないと、次にどうするのか考えにくいと思うので、ぜひ実行していただきたいと思います。

それから、関心や認知度が高まって、最初のアウトカムの指標としては、入り込み客数になってくるのだろうと思うのです。先ほどの施設の入館者数は、ある意味この事業に対するアウトプット指標になり、それを通して、県内の日帰りのお客さんとか、県外から来られたとか宿泊客という数字が、最終的にはアウトカム指標として見られるのだろうと思うのです。そのときに、当然観光局とタグを組まないといけない部分もあり、そのときは知事、副知事が全体統括されているので、その整合性とか関連性というようなことは当然持ってやっておられると思うのですが、どのような体制で取り組んでいるのかというところの確認をさせてください。

○山下地域振興部長 体制ですが、県庁内で横断的にいろいろな議論をしていく場があり、その中で例えば事業の組み立て、これは当然予算も関係しますが、そういったことを具体的に個別の事業単位でどう連携できるかという予算編成のプロセス等を経て行っています。例えば今、ロンドンで仏像を展示していますが、こちらも観光局のインバウンドのプロモーションと連携している。それぞれの個別の事業を県庁内のいろいろな会議体の中で、どういう連携ができるかということをやっています。

○樋口委員 例えば観光局でインバウンドの戦略をこれから組み立てようとしていますが、そこでの戦略目標が出てきたときに、それに合わせて、文化資源活用課でこういう資源を使ってこういうことができるというような提案をし、それを煮詰めて具体的な施策に落とし込んでいく、こういうこともできているということですね。

○山下地域振興部長 完全にできているかと言われると、即答できないところですが、実は大きなビジョンの中で、トップダウンレベルからそういったものをどう融合させるかという事業の組み立て方と、担当課ベースで考えている個別の事業を、県庁内のほかの事業とどう連携させれば、より効果的かという両面のアプローチで今はやっており、一定機能していると私自身は思っています。

○樋口委員 これが正解だというのはなくて、いろいろなやり方があって効果を生むと思うので、今支障がなければ続けていただけたら結構かと思います。観光などは総合的に進めるべきものであり、まちづくりを含めていろいろなところにかかわってくるので、そういう形で進めていただけたらと思います。これは以上です。

3点目ですが、主要施策の成果に関する報告書の37ページから40ページ、文化会館費から櫃原考古学研究所附属博物館のところまでです。各施設の運営に係る費目が並んでいるのですが、これは午前中にファシリティーマネジメントの観点から幾つか質問をさせていただいたところに絡むのですが、まず各施設の管理運営に関する支出額です。これはトータルだと思うのですが、これに対しての使用料による収入の割合をいろいろ見てみたのです。貸し館を行っている文化会館で、大体3割から4割の数字が出ている。博物館とか美術館になると10%、あるいはそこにちょっと満たないような数字になっている。この割合をどうするべきか。要は受益者負担という言い方はそぐわないのかもしれないが、目的が文化の振興であったり、あるいは啓発とか学習というようなところになると、あまりお金にこだわる必要はないと思うのですが、歳入をある程度確保していかないといけないという事情の中で、大判振る舞いもしてられないというところで、当然各施設の目的に合わせて目標を設定していく必要があると思うのですが、こういった収入額を支出に対してどれぐらいの割合で確保していくような発想がこれまであったのかなかったのか、まずここをお聞かせいただけますか。

○中野文化振興課長 文化振興課では、貸し館でいいますと文化会館、櫃原文化会館、展示系では美術館を所管しています。その3館に関して答弁をさせていただきたいと思いますが、まず、公立の文化施設という観点からいいますと、最大の使命が、県外の方も含めてですが、住民の皆様方に芸術、文化に触れる機会、演奏する側あるいは観覧なり聴衆として参加いただくような、場の創出が最大のミッションだと考えています。

その中で、一番注視すべき指標では、樋口委員もおっしゃったように、公共施設という財産を使っている中で、有効に、効率的に使えているか、その観点での稼働率や来館者数、そういった数字をいかに上げるか。その数字が上がったことで機会の創出が一定図れたかどうかを見ているところです。

反面、おっしゃっていただいたお金の面、収入面でどうかというところですが、結論を申し上げますと、これらの会館の運営を考える中で、一義的に、優先順位としては貸し館料の収入、あるいは観覧料、入館料の収入がどこまで上がるかという出来高に関しては、無

関心とは言いませんが二の次であったと考えています。やはり前段の、効果を上げることが一番の目的ですので、入館料収入などは後からついてくる結果のものと考えています。

他方で、樋口委員がおっしゃったとおり、この財政の状況、あるいはそういう自主財源で賄えない部分は一般財源で補填するという実情もありますから、奈良県以外の公立文化施設も同じ悩みの中で運営されていると認識しているのですが、そのジレンマの中での頑張りというか、これまでもいろんな工夫はしてきたと考えています。

○樋口委員 金もうけを主眼には私も思っていませんので、それは誤解のないようにしていただきたいのですが、ただ、あまり税金だけでやってしまうと、これからどんどん厳しくなってきたときにもう廃止しろという話まで行きかねないので、ある程度自立的に運営できる体制をつくっていく必要があるだろう。必ずしも利用料金を上げなさいということではないのですが、施設の目的にかなった料金というのは必ずあるはずで、子どもを相手にしているものであれば数百円というところで抑えないといけない。でもお金のとり方はいろいろあって、施設の空間を上手に生かせば、民間企業を呼んでお金を落としてもらうこともできる。だから、文化を楽しんでもらうところは安くして、そこで食事をするときにはそれなりのお金を払っていただく。そういうところでお金を回収していくことも考えられるのです。そういう意味で、施設、空間を有効利用して、資金回収できるところは積極的にやっていくという考え方で各施設のあり方、あるいは運営の仕方、あるいは当然その仕方に合わせた管理者を誰にするのかということも含めて考えていただきたいと思います。

4点目です。これは地域振興部と教育委員会にかかわるのですが、主要施策の成果に関する報告書の33ページです。就学前教育推進事業として、平成29年度に就学前の教育プログラムをつくって、平成30年度にその実践・検証・普及を行いましたとあり、これは私立幼稚園を対象とした事業として掲げられている。就学前の教育という非常に大事なところで、せっかくプログラムをつくられたのだから、公立の幼稚園、保育園、あるいはこども園というところにも当然活用できるもだろうと考えますので、どういう形で活用されているのか、いないのか、現状をお聞かせいただけますでしょうか。

○深田教育研究所副所長 就学前教育については、公立・私立幼稚園、保育所、認定こども園などの施設類型を超えた取り組みを進めていく必要があると考えています。その中で教育研究所、教育振興課、子育て支援課、この3課が連携して取り組みを進めているところです。この取り組みの一つとして、平成29年度に作成された奈良県版就学前教育プロ

グラム、これをもとに本県の教育課題を踏まえ、子どもの発達の姿とそれに応じた教育課題の解決に向けたかかわり方を示した改訂版プログラム「はばたくなら」を平成30年末に作成し、県内全ての園所に配布したところです。

○樋口委員 その配布で終わっているのですか。それに基づいた研修という言い方が正しいのかどうかかわからないのですが、周知、あるいはこれに従ってやってくださいというような指導、助言というようなこと、それを実践するための人材育成。そのような取り組みはされているのでしょうか。

○深田教育研究所副所長 教育研究所に設置している就学前教育センターにアドバイザーがおり、各園所への訪問支援、また施設類型を超えた研修会等の場でこのプログラムのさらなる活用、普及を図っているところです。今後は各施設で行っているさまざまな実践事例を募集し、追補版を作成していくことでプログラムの内容をさらに充実させていきたいと考えています。

○樋口委員 私も見せていただいたのですが、方針というか、大ぐくりのつくりです。具体的なカリキュラムを落とし込んでいくために、いろいろ実践的に研究されている部分もあるだろうし、各園で取り組んでおられるところもあると思うのですが、先ほどおっしゃった事例は、それが水平展開できるような形、あるいはそれをもとにまた自園でできるものに改良していくようなことの取り組みは、これから進められるべきと思いますので、そのあたりのフォローを、教育研究所を通してという形になるのかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

次、5点目に行きます。ICT教育に関してですが、主要施策の成果に関する報告書の181ページと185ページ、次世代教育情報化推進事業とICT教育環境整備事業についてというところです。これまでも一般質問等をほかの議員もして、機材やネット環境の整備のおくれというようなところも指摘されてきました。ここに関しては各教員1台ずつというところを達成しつつあるという報告を受けているのですが、特に義務教育の小・中学校がなかなか進んでいないという状況にある。この前の一般質問に対し、国の補助があるからもっと積極的に使ってくださいという情報を発信していきますということもおっしゃっていたのですが、実際に学校の先生方と話しをしていると、まだまだ不足している、おくらしているということです。これから将来的には1人にタブレット1台を目指されているようですが、そこは一足飛びにはなかなかいかなくて、せめて1クラスに1台というようなことも行政側では聞くのですが、現場では、一番クラス数の多い学年で1人1台ずつ

渡るだけの台数がないと、並行しての授業が難しいということを知っているのです。このあたりを目標に県としてもバックアップをしていく必要があるのではないかと思いますのですが、どのようなスタンスで取り組もうとしているのか、お聞かせいただけますか。

○深田教育研究所副所長 まず、県立高校については、県立学校のICT環境整備事業において校務用端末やネットワークの整備等、ICT環境の充実を図っているところです。これにより、教員の校務用コンピューターについては、平成31年3月に全ての県立学校において教員1人1台となり、統合型校務支援システムが利用できる環境を整えたところです。また、市町村の学校については、各市町村教育委員会がICT環境の整備を行っていますが、樋口委員ご指摘のとおり、各学校でのコンピューターや校内LANの整備等がまだ十分とは言えない市町村が多いところです。

国の教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画においては、2018年度から22年度にかけて単年度1,805億円の地方財政措置が講じられており、整備がおこなわれている市町村には、県教育長みずからが出向きまして、市町村長、教育長にその活用も含めて整備の重要性を伝えたところです。

また、ICT環境の整備については、市町村教育委員会の担当者と定期的に連絡会を持つなど、情報の共有に努めています。ことし6月28日に公布、施行された学校教育の情報化の推進に関する法律において努力義務とされている都道府県学校教育情報化推進計画についても、今年度中に案を作成していきたいと考えているところです。

○樋口委員 その計画を今まとめているということですが、そのときの目標設定です。いつまでにどこまで整えていくのかということからは、今申し上げたような、各校の人数なども聞きながら最低どこまで必要だということからは目標に掲げる必要があるということと、モデル的に実践されているところで、ネット環境が悪くて、なかなかさくさくと動かず、使い勝手が悪いという話も伺っているので、環境整備も含めて考えていく必要があるだろうと思います。

それから、ICTというのはあくまでも道具で、この道具をどのように使って主体的・対話的に、深い学びを実現・実践していくかということ、カリキュラムの開発と、それを実践できる教員の育成が一番大事なところ。特に小学校では、担任一人がほぼ全教科を教えるので、その先生全員が使える、あるいはそれを使って学習ができるようにならないといけない。ICTを使ってアクティブラーニング、あるいは競争的学習など、いろいろなことが言われていますが、実践するためにはトレーニングも必要だと思います。となる

と、人材育成は結構早くしないと、機械を整えてからでは遅い、間に合わないと思うのです。その辺のロードマップ的なものもその計画策定の中で考えていただく必要があるだろう。これは考えておられるということですね。

○深田教育研究所副所長 ICTを活用した教育を推進するために、平成28年度から教員のリーダーを養成しており、昨年度末の時点で44名となっています。また、今年度から教育研究所にICT教育を担当する部を設置するとともに、リーダーの対象者を今度は各校1名程度に拡大し、研修、講座内容も充実させてまいりたいと考えています。

また、平成30年度から教育研究所で教員免許状更新講習を行っています。その中で、小学校教員を対象にプログラミング教育、ICT活用の講習も開設しています。これは小学校におけるプログラミング教育の意識や、機材等を活用してのプログラミング体験など、実践につながる内容で実施しているところです。平成30年度と今年度合わせて730名を超える教員が受講しているところです。

今後ともICTを活用できる教員を育てるため、研修等にも取り組んでまいりたいと考えています。

○樋口委員 奈良県が取り残されないようにというのと、県内でも市町村の体力によって進んでいるところとおくれるところが出てくるなど格差があると思うのです。それをできるだけなくす方向で県としてもバックアップをしていただきたいと思います。

最後、6番目ですが、主要施策の成果に関する報告書187ページに体力向上ステップアップ事業というのがあります。ここに課題のある小学校18校へのコーディネーター派遣とあるのですが、子どもの体力向上は全ての学校に共通する課題だと思います。そういう意味で、特に体育専科の先生がいない小学校での運動指導が非常に大事になってくると思うのですが、全ての小学校を対象にした支援を県として何か行っているのでしょうか。

○栢木保健体育課長 樋口委員お述べのように、体力向上ステップアップ事業は、体力向上推進コーディネーターの派遣を行っているものです。昨年度は2名のコーディネーターを、奈良市の小学校9校と生駒市の小学校9校に各1名ずつ、合計338回派遣したところです。県教育委員会では、体育の授業を通して、児童が運動の楽しさや喜びに触れて、みずから活発に運動を行う態度を養うことがとても重要であり、体力向上につながると考えています。

また、体育専科の先生がいない小学校への派遣については、県内の小中高等学校の体育教員で構成している体力向上推進連絡会の事業として、年に1から2回程度ですが、近隣

の中高等学校の保健体育の教員が小学校に行き、体力向上を支援しています。また、市町村によって差はありますが、保健体育の教員が小学校で出前授業を行っているところもあります。

○樋口委員 制度があるというのわかりました。それを使って全ての小学校が何らかの指導を受けていることは確認されているのですか。

○栢木保健体育課長 昨年度であれば、小学校193校のうち187校に中高等学校の教員が体力の支援に行っているという状況です。

○樋口委員 100%を目指してくださいというのが一つと、先ほどの話ですと、年に1から2回のところが多分大半なのかと。小学校も結構カリキュラムが厳しいが、体育の授業をどれだけ指導できる教員が入れるかが大事なので、そこにかかわる教員の研修が必要になってくる。体育は、やはり実技を見せる、まねをさせるという部分が絶対的に必要で、言葉だけでは子どもには伝わらないところがあるので、そこをどうカバーするか考えていく必要がある。

これも人数的にどれぐらいそろうのかわからないですが、例えば奈良教育大学の保健体育を専攻している学生や教員の方々、あるいは地域の競技団体の方で、資格を持っている方もおられるので、そういう方々をうまく使って授業に組み入れていくということもできると個人的には考えています。学校においては地域とのつながりをつくり上げていこうとチーム学校ということで、取り組んでおられるところもあり、まさにこういう体力向上にまずは着目して、テーマを決めて人を探すと見えてくるところもあると思うので、何か組み立てていただければありがたい。よろしくお願いいたします。

○猪奥委員 まず、高校生の就職の状況についてお伺いしたいと思います。重点課題に関する評価の75ページで、県内就業率が高校生においても非常に低いということが上げられていて、現状分析としてインターンシップの実施が上げられていますので、インターンシップをして県内企業を知っていただくことで県内企業への就業へとつなげていきたいということだと思います。

一方で、就職しても卒業後3年までの離職率が全国と比べて5ポイント以上高く、平成29年度の実績が44.2%となっています。ことしの目標の離職率が45%と、現状よりも高い目標になっているのですが、なぜかということをお教えいただきたいのが1点と、進捗のところに離職原因の調査、再就職支援員の配置等の離職者対策の推進ということが書かれていますが、調査の結果、何が大きな離職原因かということをお教えください。

○大石学校教育課長 まず、県内就職を高めていく事業にキャリア教育総合支援事業があります。その中で、県内就業を高めるために県内の企業の方と高等学校の進路指導の担当者の情報交換の場を持ったり、あるいは、今年度ですと、経済団体との協力の中で高校の先生方が実際に県内企業の見学等を行い、知っていただくということを進めています。

県内と県外の就業率は、おおよそですが、県内に6割、県外4割というところで、さらに、さまざまな形で県内企業の魅力を伝えていきたいと思っています。そのためインターンシップも推進しており、今は県立教育研究所の中にキャリアサポートセンターを設け、そこに各学校とインターンシップの受け入れ先の企業をつなぐ職員を配置しています。さらに、先日、奈良経済産業協会と奈良情報商業高等学校、県教育委員会が連携協定を結んで、県内企業のインターンシップを進めていくこととしています。

それから離職というところですが、昨年の調査結果を今まとめているところで、例えば、どういった企業、どういった職種で離職が多いのか、あるいは離職の理由につきましてもどういったものが多いのか、あるいは何年目が多いのか。大体1年目が一番多いということとはわかっているのですが、1年目のどの時期にどんな理由で離職していくのかという分析を、現在しているところです。

○猪奥委員 ありがとうございます。働く若い人が少なくなるというのは、随分前から言われていることですし、県内企業をまず知ってもらうところからスタートというのは遅いかと思いますが、まず知っていただくところからスタートですので、それは引き続きやっていただきたいと思います。

主要施策の成果に関する報告書111ページの県立大学、奈良女子大学、奈良工業高等専門学校の学生を対象とした合同企業見学バスツアーを実施というのを、高校においても複数回開催していただくなどの努力をしていただきたいと思います。

県内企業と話し合いをする中で、今の採用体制自体への不満が出ているのではないかと思います。具体的には、1人1社制が企業にとっては高校生を非常に選びにくくなっている。先生側もこの生徒は優秀だが1人1社に限られると、ちょっと難しいからここなら入れるというところを紹介する。このような状況で就職を決めると、自分の思っている仕事ではないので、自分の夢をかなえるために転職する、そういう人もいると思うのですが、今、どのようになっているのか教えてください。

○大石学校教育課長 猪奥委員お述べのように、現状、高等学校では1人1社ということで進めており、全国でも2県を除いてこの形で行っています。奈良県でも10月いっぱい

までは1人1社制で、11月から複数でもよいとしています。

各企業と高等学校の就職担当者の話し合いの中で、特に今現在の制度について早急に変えなければならないという声は上がっていません。また、9月、10月は授業があるため、どれぐらい就職活動ができるのかというところもあります。企業のニーズと、就職担当者については、各生徒のニーズをしっかりと聞きながら進めていくこととしていますが、今のところ、特にそういった声は出ていません。

○猪奥委員 ありがとうございます。10月までは1社、11月から2社ということは、45都道府県の中でもかなり厳しく運用していると思います。10月から2社のところもたくさんあります。3年以内に離職、ないしは1年で離職してしまった方がどういうフォローを求めているか、どういう体制だったらよかったかということを、ヒアリングの際には聞いていただきたいとお願ひしておきます。

もう一つ、教育委員会にお尋ねします。平成28年の決算審査特別委員会で高校の制服について取り上げさせていただいて、翌年にガイドラインを設けていただきました。その後の高校の制服の入札状況や価格の推移を教えてくださいと思います。

○熊谷教育政策推進課長 県議会での問題提起をきっかけに、教育委員会では制服など学校指定物品の業者選定において、契約方法を見直していくべきであると考え、業者選定の透明性の確保や競争性を働かせることを目的として、平成29年5月に学校指定物品の取扱に関するガイドラインを策定し、県立校長会や事務長会において、このガイドラインに沿った業者の選定手続を行うように求めてまいりました。

実際の制服の価格等については、平成28年9月議会の決算審査特別委員会では、概算で2万3,000円から6万円弱と答えましたが、直近の調査によりますと、2万4,400円から5万680円の間となっており、学校間の価格の差は縮まる傾向にあります。また、ガイドラインに基づきまして契約の見直しを進め、入札等を行う学校も出てきています。

○猪奥委員 ありがとうございます。契約方法ですが、そのころは6割近くが1者随意契約でしたが、今どれぐらいが入札になっているかわかりますか。

○熊谷教育政策推進課長 入札の状況ですが、県立32校プラス来年度開校します国際高校、33校のうち6校が入札に見直しています。さらに、県立高等学校適正化実施計画の対象校となっている3校が、入札の方向で具体的な準備に着手している状況です。

○猪奥委員 6校が随意契約から入札に切りかわったということですが、なかなか切りか

わっていない。契約時期の問題もあるかもしれないが、せっかくよいガイドラインつくっていただいたので、意味合いをきっちりと伝えていただいて、主体的に生徒ないしは学校で、また親御さんも含めて自主的に決められるものだと伝えて、運用していただきたいとお願いしておきます。

体操服や、そのほかの物品についても状況を教えてください。

○熊谷教育政策推進課長 体操服、靴、かばん、その他の学校指定物品もガイドラインに示していますが、保護者を含む学校指定物品検討委員会で必要性の有無を検討の上、個別に判断していただいている状況です。

参考までに申し上げますと、来年開校いたします国際高校では、学校説明会に参加いただいた保護者118人のうち104名が体操服は必要と回答いただいたこともあり、その意見も踏まえて指定する準備を進めているところです。

○猪奥委員 わかりました。ありがとうございます。これも制服と一緒に、要りますかと聞かれたら要りますと言ってしまうものですから、費用負担とか意義もきちんと説明していただいて、判断できるようにしていただければと思います。

最後に、移住について地域振興部長にお伺いしたいのですが、午前中の審査で、県は移住対策として南部東部の12市町村に限って行っていると答弁いただきました。それぞれワンストップの窓口をつくっていて、県が一括してホームページでのPR、プロモーションなどを行っているのですが、この施策の重点課題に関する評価でも、奈良県の社会減は年間2,500人ということで、地域創生をする上でも、移住していただくための施策をこの県でもしています。

奈良県は、県の中で特に人口減少が著しい南部東部のエリアに限って移住対策をしていますが、他府県から来ていただくに当たって、特に奈良の人口が厳しいエリアにというよりも、まずは奈良に来ていただくという選択肢を持っていただいた上で、こういうところもあります、というのがワンストップでできる支援のいいところだと思うのです。奈良まほろば館にも窓口がありますが、奈良まほろば館に来られたお客さんに、奈良に移住したいのですがと言っていたとしても、12市町村しか案内することができないというのは非常にもったいない。移住対策は奈良県全域を対象とするべきだと私は思うのですが、地域振興部長の考えをお聞かせください。

○山下地域振興部長 猪奥委員がおっしゃるとおり、移住対策を全県でやっていくというのは、まさしくそのとおりであると考えています。地域振興部所掌の市町村を支援、振

興する立場からお答えさせていただきますと、市町村はそれぞれ地方創生に取り組み、総合戦略で自分たちの地域の魅力をどんどん高めて、結果的にその地域を光らせるとともに、これは全国との競争になりますが、移住を促進させる。地域振興部としては市町村の地方創生の取り組みを全般的に支援させていただくということと、先ほど樋口委員がおっしゃった文化振興により奈良県の存在感をアピールして魅力を発信し、奈良に実際に来てもらうきっかけとし、そして魅力を知っていただいて、住んでいただくといったような展開で、県全域において自分たちのモデル施策を集結させながらやっていきたいと考えています。

○猪奥委員 だったら全県を対象にさせていただいたらよいと思います。組織がどうだというのは、私にとってどうでもよいことですし、移住を考えておられる方も同様だと思うのです。こちらが勝手に奈良の過疎地域がここだから、ここを対象にしますというのは、奈良のことを行政的によく知っておられる方だったらよいかもしれない。行政のことや地勢のことをご存じない方に知っていただくというのがワンストップや行政の窓口だと思いますので、ぜひとも奈良県全域で対応していただけますよう、お願いします。総括でも質問します。

○小村委員 まず、一般質問でもさせていただいたのですが、主要施策の成果に関する報告書の31ページ聖徳太子プロジェクトについてです。これは県の事業ですが、地元地域にとっても重要なことで、市町村との連携は考えなければならないし、考えていただいていると思うのですが、今現在、県の役割、市町村の役割があれば教えてください。

○酒元文化資源活用課長 聖徳太子プロジェクト全体の考え方については、先般、一般質問に知事からお答えしたとおり、県内及び県外の市町村とも連携して具体の取り組みを行う考えです。県としましては、市町村のまとめ役とともに、中心的なイベントをやっていくことを想定し、検討しているところです。具体については市町村とも相談しながら進めていきたいと思っています。

○小村委員 今、答弁いただいたように、県はまとめ役になるということと、中心的なイベントをやっていくということですが、そこに例えば、民間の団体が聖徳太子にかかわる催し物を何かするといったときに、県と市町村と一緒に民間も巻き込んでやっていくというような考えというのはあるのでしょうか。

○酒元文化資源活用課長 民間の具体の企画を聞かせていただいた上で、県としてどういう形でタイアップする、また支援させていただけるか、相談なり考えさせていただきたいと思っています。

○小村委員 具体的な中身を聞いた上で詰めていくということですが、民間の力を使うというのも一つですので、もしそういった民間団体等が聖徳太子のプロジェクトに対してやっていくというときは、できたら、県の役割、市町村の役割、民間団体の役割というのを明確にして取り組んでいくほうがよいと思っています。これから具体的にになっていきますので、この点についてよろしくをお願いします。

次に移らせていただきます。主要施策の成果に関する報告書184ページ、ICT教育については樋口委員もおっしゃったのですが、学校教育の情報化推進に関する法律ができ、これから計画をつくっていくということを教育委員会に明言いただいています。この計画については、私が一般質問もさせていただいたのですが、できる限り早くICTに関する機器などを、先生だけではなく生徒にも配付できるようにしていただきたいと思っておりますので、また計画ができ上がり次第、見せていただけたらと思っています。

主要施策の成果に関する報告書187ページの部活動の指導員についてです。この部活動指導員は県教育委員会から派遣されていると思うのですが、教員免許を持っておられる方でしょうか。それとも、ほかの地域クラブ等で指導されているような方を臨時的に教育委員会として雇って派遣するとか、いろいろな方法があると思うのですが、どちらでしょうか。

○栢木保健体育課長 市町村教育委員会が要綱を定め、部活動指導員を配置することになっています。県としては、国の補助等を受けて支援を行っているところです。

○小村委員 人選は市町村で、かかった費用の3分の2を補助するということですが、話を聞いていると、この決算で137万7,000円、指導員の配置数が30名となっており、今年度はもう100名ほどになっているということもお聞きしています。このままだと、すごく補助額も膨らんでいくのですが、県教育委員会としてこれからも補助をしっかりとしていこうというお考えでしょうか。

○栢木保健体育課長 市町村の状況等もしっかり把握しながら、できる限りの支援をしてまいりたいと考えています。

○小村委員 市町村議会でも議員から、例えば外部指導員を市町村で取り組んでいくことによって学校の先生の負担が減らせる、または、地域と学校が連携できるというようなことが上げられているのですが、市町村教育委員会としては、責任の所在等もあるので教員免許を持った指導員が部活の引率等をしなければならないという意識が非常に強いと思うのです。県では、例えば民間の地域のクラブの方で教員免許を持っていない方が指導員で

あっても、この補助をするのでしょうか。

○栢木保健体育課長 現在は市町村が認めれば支援をしているという状況です。

○小村委員 理解しました。市町村がその仕組み、責任の所在も明確にして、例えば教員免許を持っていなくても、その方が責任をもってしっかりと引率するというのであれば、県教育委員会もそれを認めるということを確認だけさせていただきます。

○栢木保健体育課長 小村委員お述べのように、学校の中に外部の人材を入れて指導することは、教育委員会や学校に戸惑い等があることは確かです。これについては、体育協会の指導員等の資格や教員免許も含め、ふさわしい人材と学校の受け入れ体制、その方が来たときに顧問会議等を定期的に関開くなど受け入れ体制もしっかり検討していただく、こういったことも県教育委員会が示して支援を行ってまいりたいと考えています。

○小村委員 私自身は、教員免許を持っていないと部活動の外部指導員になれないというのは、間口が狭過ぎると思っっているのです。地域のクラブの方にも部活動の指導等はできると思っていますが、誰でもいいということでもないで、一定の要件を整備するのも一つで、それは市町村がすることかもしれないのですが、そういったことも今後考えていただければと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○吉田教育長 この外部指導員を入れるときに、市町村それぞれで決めることに対して、規律も含めて一定の不安があるという声も聞きました。ですから県が研修会を実施することも含めて支援するという回答をしています。教員免許を持っている人だけに限らず、地域で活躍されている方を県で研修することも含めて支援してまいりたいと思います。

○植村委員 先ほど樋口委員も触れておられましたが、記紀・万葉プロジェクトについてお尋ねしたいと思います。主要施策の成果に関する報告書の32ページ、記紀・万葉プロジェクトの推進についてですが、2020年は記紀・万葉プロジェクトの集大成となり、その準備を現在進めておられます。また、その中で、なら記紀・万葉ホームページによる情報発信として、424万2,000円を計上されていたのですが、私も今回見させていただいて、非常によい企画でわかりやすいと一定の評価をしているところです。

このホームページに記紀ルート05というのがあり、奈良市内の田原地区のことに触れているのですが、そこを見ると、記紀・万葉プロジェクトに取り組むきっかけとなった太安万侶の墓誌の発見場所について説明がされています。それには、太安万侶公がいなかったら、古代史は今のよう形で伝わっていなかったかもしれない。古事記をはじめ、日本書紀の編さんにかかわったとされる文官、太安万侶公、その墓が発見されたと。昭和54

年に茶畑の斜面、直径約4.5メートルほどの墳墓ですが、それを近所の茶畑所有者で今はもうお亡くなりになっていますが竹中英夫さんが発見され、私も以前に直接お話を伺ったこともありました。この墳墓の中から、この墓主を明らかにする墓誌をはじめ、火葬された遺骨や、真珠などの装飾物が発見されたのです。この墓誌は県立橿原考古学研究所附属博物館で常時展示されていて、今は1年ほど修理中ということをお聞きしています。今回、この墳墓にお参りに行ってみると、説明看板は奈良県教育委員会ということで設置されていますが、当時に建てられ、もう40年ほどになるので、どうしても古くなってきている、そのような感じになっています。

今回、記紀・万葉プロジェクトの集大成をされていますが、最初の取っかかりになった墳墓の看板として、ふさわしいとは言いがたい状況と感じています。来年には東京オリンピック・パラリンピック、そして、2025年には大阪万博が開かれる予定となっていますが、日本の最も古い歴史書を編さんした天才の太安万侶公の墳墓の説明看板がこのような状態ではいかなものかと感じました。

最も古い歴史書を編さんしたこの太安万侶を活用し、世界に広めるいいチャンスだと思います。そういったことから、やはり3カ国語、4カ国語の表示で、新しく看板を整備し直すことも活用の意味から非常に重要だと考えたのですが、その点どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○名草文化財保存課長 植村委員お述べのとおり、太安万侶は日本最古の歴史書、古事記の撰録者としてとても有名な方で、その墓は奈良市此瀬町にありまして、国指定史跡です。

整備は昭和56年11月にしており、老朽化により説明文の一部の文字がかなり見えにくくなっている状況です。速やかに職員で掃除するなど緊急に対応したいと考えています。

また、説明板を墓の説明だけではなく、人物や周辺情報などを含めた内容とすることや、委員お述べの多言語化の表記なども再度検討した上で、今後、進めていきたいと考えています。

○植村委員 ありがとうございます。ぜひ、この古事記編さん者、天才の文官、太安万侶公を世界中に広く知っていただけるよう、しっかりと活用を考えていただきたいと思います。このホームページには、人物のことがわかれば歴史がおもしろくなるように、非常にわかりやすく書かれていました。これは非常に評価したいと思います。ですから、それを見て現地へ行かれた外国の方々にも、日本の歴史がこの奈良で始まったということ、古事記、そして日本書紀を通して知っていただける、そういった活用を今後していただきたい

いと要望させていただきます。

続きまして教育委員会に、少子化対策について質問させていただきたいと思います。

本県の合計特殊出生率が1.37で、全国平均の1.4に比べて非常に低くなっています。そして平成30年の本県の出生数が8,947人で非常に少ない状況となっています。出生数のピークが今から45～46年前の昭和48年の1万9,659人ということで、約半分に減っているのです。当然、そういうことから高校再編もそこにひっかかってくるのですが、当時、それだけ子どもがいたから、高校もふやさなくてはいけなかった。これは小学校も一緒です。

しかし、今、半分になってきている。そういうことから考えると、当然、統廃合はしなければいけなくなってくる。これは仕方ない部分もあると思うのです。進め方は別として、そういったことが背景にあるのですが、少子化がこのまま進むと大変なことがどんどん起こってきて、社会システム自体がもう構築できないような状況になってくるのです。先進20カ国で、戦争もしていないのに人口が減る、自然減になっているのは我が国ぐらいだと言われているのです。その原因は何なのかというと、いろんな原因が重なっているのですが、少子化の3要因というのは、未婚化、晩婚化と、そして夫婦の出生力の低下、このようなことが上げられています。そのような中で、未婚化の原因は何なのかということを見ますと、若者の雇用環境の悪化であるとか、出会いの機会が減少している、このようにも言われているのです。

そのような中、学校教育における少子化対策として、国の施策だけではなく、各自治体で独自に取り組んでおられるところがあります。例えば秋田県でいえば、高校生を対象とした副読本を作成され、高校の家庭科の授業で活用されています。内容的には少子化の現状や課題、結婚して家庭を築くことで楽しいといった形の見える教育をしておられる。また秋田県での生活環境や、子育て環境といった内容もある。さらに、秋田県で働くことなどについての理解を深めながら、高校生が将来のライフプランを考える、このような内容にまで踏み込んでいると聞き及んでいます。また、北海道では高校生向けの少子化対策副読本、北海道の少子化問題と私たちの将来について考えてみよう、こういったテーマでやっておられる。また、隣の京都府においても子育て学習プログラム、また岡山県では、未来のパパ&ママを育てる出前講座、これらは地方自治体として独自につくった高校生向けのライフプラン教育の教材としてカリキュラムに取り組んでおられるということです。

未婚化を防ぐため、いろいろな施策をいろいろな分野で取り組んでいただいています、

小学校、中学校、高校とある中では、高校生が将来像に一番近づいているので、そういったことを考えられる教育が必要ではないか。結婚を経て得られる家庭の意義や価値観、そういったものを家庭科の授業で教えることを他府県で取り組んでおられるのですが、その点、本県ではどのように取り組んでおられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○大石学校教育課長 少子社会の現状について、例えば高等学校ですと家庭科の中で、人の一生と家族、家庭などの項目の中で触れており、少子化の影響についても学ぶということがあります。なお、高等学校の家庭科のこの部分については必履修科目ですので、全ての高校生が学ぶことになっています。それから、家庭生活を大切にする心情、親の役割や子育て支援、こういったものを理解するための学習も行っているところです。これらの学習においては、幼児とのふれあいとか交流などの体験的な学習活動を取り入れている学校もあり、例えば県立磯城野高等学校ですと、地域の幼稚園を訪問して、幼児と一緒に体を動かしたり、読み聞かせを行ったり、このような活動をしています。

生徒の感想を読ませていただきますと、大変なところもあったが、子育ての楽しさを感じたこと、あるいは親のありがたみがわかったというようなものもあり、子育て環境整備に取り組む必要があるということも子どもたちは学んでいるところです。

○植村委員 ありがとうございます。今お聞かせいただいたことを本県でもやっていたという一つの安心感もあります。こども・女性局の具体的なことは、そちらでまた質問させていただきますが、数字として今現在、非常に苦戦しているというのが本県の状況です。そういったことを考えても、全体的に少子化問題に取り組んでいかなければいけないと私は危機感をもっています。今の高校生や子どもたちが将来にわたって大変な状況になってしまうので、少子化問題を解決していかなければならないのが今の現役世代である私たちの役目であると認識を改めさせていただいたところです。

ですから、この観点も踏まえ、私たち現役世代の責任として、今後とも取り組んでいただきたいと要望しておきたいと思います。

○山本委員長 ほかになければ副委員長にさせていただきます。よろしいですか。

○山中副委員長 私からも数点聞かせていただきます。もう既に委員の皆さんがお聞きになった点もありますので、その辺は割愛をしながらお聞かせいただきたいと思います。

まず初めに、就学前教育推進事業で、主要施策の成果に関する報告書の34ページです。これは先ほど樋口委員がお聞きになりましたように、平成27年度から本県と京都大学の研究チームが共同作業で取り組んでこられました。こうした就学前教育の充実を進める上

の前提としては、奈良県として全国学力・学習状況調査、これにおきまして、例えば自尊心、規範意識、学習意欲、奈良県では、これらが全国平均より少し低い傾向にあるということで、これらの意識などを醸成をすることが奈良県の教育課題、こんなふうにつけて進めてこられた、こういった背景があるかと思えます。

そして現在、就学前教育・保育における場としましては、幼稚園、認定こども園、さらに保育所、このように多様化しており、そのもととなる要領、指針も、例えば幼稚園教育要領、保育連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針と、さまざまあるのですが、就学前の子どもには、生涯にわたる人格形成のもとを培う非常に重要な場と考えていますので、県内の全ての子どもたちが在籍する施設にかかわらず、質の高い教育、保育を受けられるようにということをつくられたのが、さきに申しました、奈良県版就学前教育プログラム「はばたくなら」だと思います。

そこで、先ほど申しました、それぞれの指針、要領と、「はばたくなら」が現場でどのように進められているのかお聞きをしたいと思います。

○**深田教育研究所副所長** 山中副委員長お述べのとおり、奈良県の教育課題として、全国学力・学習状況調査の中から見られている自尊心であったり、規範意識であったり、学習意欲といった部分に課題が見られるというところから、子どもの発達の姿とそれに応じた教育課題の解決に向けた子どもへのかかわり方を示した「はばたくなら」を作成したところです。

このプログラムについては、公立幼稚園、保育所、認定こども園など、全ての就学前施設で利用できる奈良県版の教育要領と位置づけられる画期的なものであると考えています。中身につきましても、具体的には、園・所内での研修方法及び実践事例をもとに作成した研修資料、また、奈良教育大学附属幼稚園が研究開発した保育記録の工夫などを掲載しており、各園・所における研修の充実に役立てていただけていると考えているところです。

○**山中副委員長** ありがとうございます。聞かせていただきますと、奈良県で利用できる教育要領という位置づけと答弁いただいたのですが、そういう意味では、これを使って、それぞれ違う施設で学ばれている就学前の子どもに対してしっかりと、先ほど申しましたような質の高い教育、保育を提供していただけていると思います。

この件については教育研究所が中心になってしっかり進めていただいているのは十分承知していますが、知事も、随分この就学前教育について造詣の深い部分があるように思いますので、県内全ての就学前の子どもにかかることもありますので、知事に縦横無尽など

ころを聞かせていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

2点目ですが、先ほど中川委員も35ページに記載をされている私立高校の授業軽減補助金の事業についてお聞きになりました。2020年4月からは、国においても私立高校等の就学支援金の制度が改正され、実質無償化が始まってまいります。私どもも党を挙げて2017年の衆議院議員選挙において公約の一つに掲げてきたもので、選挙後の連立政権でも、このことをしっかり盛り込んで事業の推進がされてきた経緯もありますので聞かせていただきたいと思います。

ご存じのように、年収約910万円未満の世帯では、公立高校では授業料相当分、年間11万8,800円が就学支援金として助成されています。公立高校の授業料はこうした実質無償化が進んでいるのですが、それに対して私立高校の授業料は全国平均で年間約40万円程度ということで、従来の就学支援金ではなかなか賄い切れない、また、家計の大きな負担となっており、来年4月から実施される改正案というのは非常に大きな意義がある、このように思っています。

また、私立高校の授業料実質無償化は、教育格差を是正し、全ての人が希望する私立高校に進学できる道を開くものでもあります。いわゆる貧困の連鎖は低学歴ゆえに望む職業につけず、低収入に甘んじるしかないという、低学歴の連鎖を断ち切るためにも大きな力になる、このように思っています。

この制度の取り組み状況については、先ほど中川委員がお聞きになりましたので、そこは置いておくとして、これと同じ形で、本来は平成30年度から32年度に奈良県版の就学助成をしていくというモデルがあったと思います。実際に平成30年度は実施されていますが、こうしたことを踏まえて、私たちに公言していたとおり実施できたのかどうかは1点と、それから、奈良県としても独自に県単費として予算を持ち、この無償化に取り組んでいくということがあったかと思いますが、その県単費のものも含めて、今後、国が出してくる実質無償化とリンクをさせて、どういう形で奈良県版の就学支援ができるのか、この点についてもお聞かせいただければと思います。

○山口教育振興課長 まず、奈良県で行っている補助制度の現状ですが、平成30年度の新1年生から、国の就学支援制度とそれに上乗せする形で県の制度、授業料軽減補助制度を合わせた補助上限について、例えば住民税非課税世帯については、38万円から42万円に引き上げるなど、いわゆる低所得者層に対する支援を拡充してきており、これは年次計画で現在進めているところです。

先ほど山中副委員長お述べのとおり、来年度から国の就学支援制度がまた変わり、年収590万円未満の世帯の生徒等を対象にして、支給上限額を全国の私立高等学校の平均授業料を勘案した水準まで引き上げるということは、既にアナウンスされているところです。ただ一方で、国が概算要求をしているところですが、詳細な制度設計、いわゆる予算の詳細額など未定なところもありますので、県の私立高等学校の授業料軽減補助制度については、こういった状況も踏まえ、今後の予算編成において検討していきたいと考えています。

○山中副委員長 私も最新の文部科学省のパンフレットを見させていただきました。残念ながら、ここには私立高校の平均授業料を勘案した水準というだけで具体的な金額が入っていません。さらに、県は、この上に施設整備も考えていただいております、それ以上に、国のお金をあてにせず、県として組み込んだ分もいくらかあるように思っています。例えば今、590万円という所得制限が設けられていますが、所得制限の引き上げなどのさらなる拡充していただいて、奈良県としてこれだけ教育に関して思いを持っているというところもしっかり進めていただきたいと思っておりますので、お願いしておきます。

次に、本会議等で質問もありましたが、公立小・中学校の普通教室における空調設備の設置状況は、文部科学省の調査によると、令和元年9月時点で全国平均77.1%に対して本県は97.1%で、20ポイント上回る設置ができたということです。この件については、私ども公明党としても推進をしてきた2018年度の第1次補正予算の補助金で普通教室への設置が可能になった、この部分では自負をしている制度です。

こうして見ていると、空調設備は随分進んだ感はありますが、これまで私どもが進めてきましたトイレの洋式化、そして体育館の空調、これらの設備投資、整備が、普通教室への空調の件もあって少し後退したようにも思われます。そこで、災害時の避難所となる体育館、またこの観点からの学校トイレの洋式化は喫緊の課題かと思えます。そこで、トイレの洋式化、体育館の空調の状況の進捗状況、そしてまた今後の進め方等についてお聞かせいただきたいと思えます。

○中西学校支援課長 県立学校の内容で答弁をさせていただきたいと思えます。

県立学校のトイレ洋式化の取り組み状況ですが、まず、避難所となる体育館のトイレの洋式化や身体障害者の方に利用いただくための改修を優先的に取り組んでいるところです。平成30年度におきましては、高校6校、特別支援学校3校で実施し、現在、43校中25校で改修が済んでいる状況です。さらに今年度、高校2校と特別支援学校2校で取り組みむ予定です。

それから、体育館の空調についてですが、まだまだ進んでおらず、全国的に見てもそういう状況です。こういった施設の機能向上についても、今後しっかり検討していく必要があると認識しています。ただ一方で、施設の老朽化対策がありますので、トイレの洋式化、体育館の空調設置をはじめとした施設の機能向上については、来年度策定予定している学校施設の長寿命化整備計画を策定する過程で、その必要性、優先度を勘案して、効率的な整備についてしっかり検討していきたいと考えています。

○山中副委員長 ありがとうございます。トイレもまだ実質的には43校分の25で半分はできていますが、そういう状況ですし、体育館についてはまだまだこれからという整備状況だと思います。そうした中で、学校施設の長寿命化計画をつくっていただいて、これから年次計画的にしっかり進めていただけると答弁いただきました。私どももしっかりと注視していますので、進めていただきますようよろしくお願いいたします。

それからもう1点、予算は非常に少ないのですが、不登校の未然防止・早期対応事業を進めていただいています。私のところにも保護者の方から不登校についての相談が寄せられることがあります。大半のケースが、不登校になってから1年、2年、3年と時間が経過しており、容易な支援で復学することがまれというか少ない、そんなところがほとんどだと思います。こうした経験から早期の対応は非常に重要だと考えます。

そこで、早期対応に向けた取り組みの現状とその効果、さらに、今後の進め方についてお聞かせいただきたいと思います。

○植村生徒指導支援室長 文部科学省の平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果では、1,000人当たりの本県の不登校児童生徒数は、小学校で全国平均を0.8人下回る4.6人で、中学校で全国平均を4.1人下回る28.4人となり、また、高等学校では0.8人下回る14.3人となっています。全校種とも全国平均を下回っていますが、依然として憂慮すべき状況にあると認識しています。

不登校対策の取り組みとして、学校の教育相談機能の充実を図るため、1つ目は、平成27年度から県内の全公立中学校にスクールカウンセラーを配置し、あわせて中学校区内の小学校へのサポートも行っています。また、平成29年度からは全県立高等学校にも配置させていただいています。2つ目は、児童の相談相手となるとともに、観察等を行う児童相談員を公立小学校20校に配置しています。3つ目は、社会福祉等の専門的な知識、技術を用いて、児童生徒の支援を行う生活支援アドバイザー等9名をスクールソーシャルワーカーとして配置しています。4つ目は、電話教育相談、来所教育相談、メール相談等、

各種相談事業を実施しています。さらに、教員の教育相談に関する資質能力を高めるための研修会を開催し、学校の教育相談体制の充実に努めています。

また、不登校の子どもを持つ保護者への支援としては、県内児童生徒の保護者や教育関係者等が集い、互いの経験や悩みを語り合い、相互のつながりを築くとともに、不登校児童生徒へのかかわり方について考える機会として、不登校「ほっ」とネットを毎年開催し、不登校の子どもを持つ保護者への支援に努めています。

今後不登校対策への取り組みのより一層の充実、強化を図ってまいりたいと思います。

○山中副委員長 従来からのスクールカウンセラーはじめ、さまざまな取り組みをしていただいているということでした。そして今回、その父母の皆さんへの支援として取り組んでいただいている県の内容を聞かせていただいたのですが、特に、早期に対応するということが何よりかと思います。ここに来ていただいている方はもう既に、そうした子どもさんをお持ちの保護者ということで理解はしますが、できるだけそういう情報を早く察知して対策をとっていただきたいと思います。

こうした不登校に関して、もう1点お聞きしたいのですが、実は中学生の子が不登校になりますと、高校入試を控えていますので、進学の際に調査書を提出して公立高校を受験されるのですが、親御さんは、不登校のためになかなか調査書の評価が得られないという不安や心配をされています。

私が相談を受けたお子さんですが、朝起きられない子どもの病気、もう皆さんご存じかと思いますが、起立性調節障害という病気をお持ちなのです。ですから、朝起きられなくて学校にも行けない、そんな状況です。そうした中で、公立高校を受けるときに、なかなか調査書の評価が得られないと、親御さんが大変心配をされています。

奈良県教育委員会としても一定の対応をしていただいていると思いますが、その内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

○大石学校教育課長 何らかの理由で不登校という形になり、そしてまた、高等学校に進学したいという子どもたちに対して、進学の道を開きたいということで、平成28年度の高校入試から調査書の記載について、一部、私どもで工夫、変更させていただいた経緯があります。対象となる生徒としては、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、中学校に登校したくともできない状況にあり、客観的な資料として、医師の診断書、あるいはカウンセラーとの相談記録などが提出できる方にしています。

ですので、欠席日数が何日以上とか、そのような基準で判断するのではなく、やむを得

ない理由で登校ができない、成績算出のための資料が乏しいために成績が算出できない生徒を対象としています。具体的には各中学校にも通知をしており、例年、何人かそういう生徒が出て、高等学校に入学した後、心機一転で学校に来られるようになった子どももいると聞いています。

○山中副委員長 ありがとうございます。私も実はこうした内容を、その保護者の方に伝えました。それで少しはありがたいという思いをされていましてので、平成28年から取り組んでいただいているというのは、私自身も非常にありがたいに思っています。

いずれにしましても、そうした不登校が起きない、また、起こさせないということをしつかり取り組んでいただくことが非常に大事かと思いますので、そういうことも含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○山本委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって地域振興部及び教育委員会の審査を終わります。

なお、午後からの部の質問で総括をされる方は、中川委員、猪奥委員、山中副委員長の3名でよろしいでしょうか。

次回10月11日金曜日は、午前10時から福祉医療部、医療・介護保険局、医療政策局及び子ども・女性局の審査を行い、その終了後、産業・雇用振興部、県土マネジメント部及びまちづくり推進局の審査を行いますので、よろしくお願ひをいたします。

これをもって本日の会議を終わります。ご苦勞さまでした。